

研究

豊後國司の戸籍調べ (四)

福岡市東区居住

会員 佐 脇 貢 一

(依伯市内町出身)

續日本後紀に次ぐのは日本文德実錄・普通文德実錄と
とのみよびれている。すなわち文德天皇御一代紀で、全
卷十巻、嘉祥三年三月から天安二年八月(ハニル一ハギル)に
いたつていてある。

▽ 喜衛元年(ハニル)正月、外從五位下山口宿禰箱床為

豊後分。

▽ 喜衛二年(ハニル)正月、從五位下石川朝臣宗繼為豊

後守。

▽ 天安二年(ハニル)六月、從五位下橘朝臣岑雄為豊後

守。

國司の年限が四年(従永及六年)に改制されたのは弘
仁六年(ハニル)からであつた。國史に記録されてゐる國
司のうち、弘仁六年以後の人物は、豊後守喜永王(承和
一二・一二)四年(ハニル)、豊後權機坂上當寧(承和九・七
不明)、豊後守清原次雄(承和一二・一二)嘉祥二八年九月
以後權守參美直名(嘉祥二・八・同二・二)四年(ハニル)、豊後守加
茂弟岑(嘉祥三・一・一)仁寿三・一二四年(ハニル)、豊後介山口稻床(隼
四・一・天安二・二)九年(ハニル)、豊後守石川宗繼(喜衛二・一・天安二
六年五月)と立つていてある。

(以上続日本後紀・文德天皇実錄から)

仁寿四年(ハニル)正月三十日下改元、喜衛元年と立つた。

山口宿禰箱床の豊後分補任が喜衛元年正月となつていて
のは改元のためである。この山口宿禰は藤原氏族、坂上
氏流で延暦年間山口忌寸(山口宿禰)を賜わつた。箱床及す
こが多岐正な人物らしく、後におこつた石川宗繼の汚職
事件の証人になつていて。(後出)石川朝臣は武内宿禰裔
蘇我氏族で蘇我臣連子の後、連子の子安摩のとき石川臣
と称したが、天武十三年安摩・宮摩らが朝臣姓を賜わつ
た。橘朝臣は敏達天皇の皇子離波親王の後で、三世美努
王の子諸兄が橘朝臣へ姓を賜わつた。

次日本三代実錄、これも普通「三代実錄」と略称さ
れていて。この三代実錄は、天安二年八月から仁和三年
八月にいたる二十八年間の紀で、清和・陽成・光孝三代
の天皇に亘つていてる。全五十巻。この紀には綱巻はない。
これは寛平四年(ハニル)源能育・藤原時平・菅原道真・
大藏善行・三統理平らが詔をうけて編纂したもので、延
喜元年(ハニル)八月、藤原時平・大藏善行によつて完成し
た。

三代実錄に及地方官の補任はかなり詳しく述べられて
いるが、貞觀九年以後は粗になつて、元慶四年からまだ密
である。

▽ 貞觀元年(ハニル)正月、外從五位下善道朝臣根庭為
豊後分。

▽ 同 年二月、散位從五位下藤原朝臣世教為
豊後分。

▽ 同 年三月、外從五位下当野忌寸平磨為
豊後分。

▽ 貞觀二年(ハニル)正月、外從五位下当野忌寸平磨為
豊後分。

▽ 貞觀七年(ハニル)正月、外從五位下少外範泰宿禰安
雄為豊後分。

守為二豊後守。

年正月、散位從五位下菅野朝臣宗継為

豊後介。

▽ 豊後八年（八六六）二月、肥前介正六位上紀朝臣継雄從

從五位下、為二豊後守。

▽ 元慶四年（八八〇）五月、散位從五位下藤原朝臣安主為

豊後介。彼年已滿、不得放歸、落魄在彼、男從五

位下統行佐ニ武藏介。奏言被罷ニ統行官一、拜中父安

主於本官上。詔許之。

▽ 元慶七年（八八三）正月、後二從五位下豊後守藤原朝臣

智泉從五位上。

▽ 仁和元年（八八五）正月、從五位下橘朝臣長茂為豊後守。

▽ 仁和二年（八八六）二月、外從五位下行肥前介大神朝臣

良臣為二豊後介。

▽ 同 年六月、散位停止五位下源朝臣淵為二

豊後守。

▽ 仁和三年（八八七）三月、後二豊後介外從五位下大神朝臣

良臣從五位下。

山口宿祢及齊衡元年から天安三年（貞觀元年）正月

まで五年間、豊後介として豊後國府に在仕したらしい。

彼は善道朝臣根蓮と交替しつか、根蓮は同年三月当野忌

す平麻呂と代つた。それと同年三月、豊後守に任せられ

た藤原朝臣世綱によつて、前々豊後守石川朝臣宗継の非

行が暴かれ左からで、山口宿祢は証人として召還せられた。

貞觀元年（四月改元）十二月の条に次の記事がある。

「前豊後守從五位下石川朝臣宗継也、在任中、理由も

なく百姓の財物を奪い、私腹を肥やしたといつて訴

えられた。太政官は宗継のとて次官（豊後介）を勧め

た山口宿祢を召還してその事実を訊ねたところ、之

稻床らがこれを誤したので、宗継を刑部省下下し延断

させた。刑部省では刑部大丞藤原飽永、少録素秋野、大録布留道永らが係官であつたが、刑部大丞丹治真総の言葉で、事件後すぐノ歳年を経ており、時効にかかるから放されてよいことになり、赦免状が出された。しかし、この事実が官に知られ、已しままに罪人を放つたといつて、丹治真総は免官に至つた。

（三代実録から一意誤）

善道朝臣又尾張氏族、天火明命の後という。古く又伊弉諾尊と称したが、家守のとき善道宿禰が姓と賜わり、天長七年真貞のとき朝臣姓と賜わった。藤原世綱は其家の内麻呂の子福當麿の子である。当野忌寸足百濟を経て渡来した帶方遺民の裔といわれるが、系統はほつきりしない。ここに散位ということがでてきだが、散位とは位だけあって官職のないものといい、その所屬する騎へ役所一カ長を散位頭と云う。

当野平麻呂は約十ヶ月ばかりで転任、秦宿祢安雄が伏リ豊後介に就任した。この秦宿祢安雄は秦始皇帝五世孫融通王の後と伝えられている。日本書紀・応神紀にあら百濟から渡來したといつて弓削君が融通王で、百二十七県の人々を率いて渡來帰化した。この一族又太秦公と称したが、後秦宿祢の姓と賜わった。しかし伝えるよう彼らは秦の遺民ではなく、三韓の一つである辰韓の遺民といわれている。

次に貞觀二年閏十月の条に、

「十二日戊午、大宰府言う。管豊後國權添正六位上越智宿祢広成骸骨乞いて曰く、広成^也八十^也及び、筋力衰耗し、空しく官職を妨げ、公家（國家）に益なし。

請う官を罷め郷に帰り、以て終（余生）を待たんと。之を許す。」

（三代実録より）

老齢八十歳に及んだので、官職を辞して郷里に帰りたいと請願し、許されたという記事である。豊後權掾は同司としては三等官格、そう高い身分ではない。だが律義を越智広成は老骨がいつまでも官職においては、後輩の出世を妨げ、國家にとっても益がないと、自殺的に退職した。出所進退を得た彼の行為は、当時として珍しかったのであろう。この越智宿祐は競速日命の裔で、小市周造となつた小致命の後。古くは越智直といつた。

貞觀七年正月、豊後守に任せられた藤原朝臣広守は、

藤原不比等の四子麻呂の後で、家号と京家という。藤原氏は不比等の子等のとき四家に分かれ、長男武智麿が京

南家、次男守前が北家、三男守令が式家、四男麻呂が京

家である。このうち北家藤原氏がもつとも繁榮し、後の根関家となつた。これまで藤原朝臣で豊後國司になつたのは、北家の園人と世教、南家の真書、京家の広守(以上大同史)であつたが、尊卑分脈には同時代と思われる豊後

守に次の四人がある。南家に従五位下豊後守藤原朝臣友永(真書の弟伊勢人の子)。式家に従五位長豊後守藤原朝

臣清綱(元の子)と從女位下豊後守藤原朝臣吉緒(清綱の兄綱主の子)。京家に従五位下豊後守藤原朝臣豊彦(麻呂の子浜成の二子)。

ここで問題になるのは泰福安雄の官位にある、外從

五位下(①少外記と、藤原朝臣広守の官位にある、従五位下(諸陵頭の行および守の文字である。この行・守は位

署といつて、公文書に官位を連ねて書くときの書式で、官と位が相当していけるときは「豊後守從五位下」という

ように官を上に、位を下に書くが、相当していなければ位を上に、官を下にし、位が高ければ「外從五位下行少外記」と書き、官が高ければ「従五位下守諸陵頭」と書くのである。

藤原広守と同時に豊後介になつた芳賀野朝臣宗範の菅野成氏、百濟の貴須王の裔といわれ、辰孫王のとき帰化、その後萬井・船・津の三氏族となつた。菅野朝臣は船運びの後で、御船宿祐と称したが、貞觀五年管界朝臣の賜わった。

貞觀八年から元慶四年までに豊後國司の記載がない。「もつとも大和・甲斐・近江・美濃・備後・伊予・豊前等の國司任命があるから、省略されたのであろう」すなわち貞觀八年二月、紀朝臣繼雄が豊後守に補任されながら元慶四年五月、藤原朝臣安主が豊後守に再任されるまで記載されていないのである。

さてこの藤原朝臣安主は前豊後介であつたが、任期が満ちても帰京することができず、放浪落魄して豊後国内外に住んでいた。安主の子統行は母方の家に成人し、このほど仕官して従五位下武藏介となつたが、彼は父安主の境遇を憂い、朝廷に奏請して、統行の仕官をとどめて父安主を本官に再任用されるよう願い出た。朝廷は統行の孝心を賞して詔を下し、その願いを許した。散役従五位下藤原安主はここに豊後介に復活したのである。安主は南家藤原氏で、真書の兄與傳の孫であつた。

三代実錄貞觀十六年六月の条

「十七日癸酉、伊豫權掾正六位上大神宿祐己井・豊後介正六位下多治真人安江平を唐家に遣わし、香藥を市に購わしむ

とある。前後の文意から摂津分、筑前分博多分、唐人分住毛街に伊豫權掾大神己井や豊後介多治安江を遣つて、香料を求めさせたという記事である。
元慶七年正月、豊後守藤原朝臣智泉は従五位上を授けられた。この智泉は元慶元年四月太嘗会下りして悠紀けられ、地をト定する役をつめたが、そのとき従五位下行肥

後介であつた。元慶三年藤原智泉は豊後守に任せられた。
(三代類聚殘篇) 智泉は北家藤原氏の魚名流高房の子である。

仁和元年正月、橘朝臣長茂が豊後守になつた。長茂は

橘嶋田麿へ諸兄の孫の子の常主の孫にあたる。時の帝光孝天皇は元慶八年二月、陽成天皇の讓りをうけて即位されながら、すでに御年は十四歳で、親王として仁明・文徳・清和・陽成の四朝に亘って宮祇につかれ、國政に参与された方であつた。それだけに下情にも通じ慣例をいふべきもてあそぶ貴族たちにあきたらず、従つて貪慾怠慢ともいえる遠任国司へ慣習を嫌忌された。橘長茂は仁和元年正月十六日、従五位下豊後守に任命されたが、一向仕地に赴こうとせず年を越し仁和二年になつた。同年二月三日、光孝天皇は友右大臣に命じて遠任国司を摘発したが、なかに既任命後二年以上を経過する者も居つた。

「左右大臣は勅を擧げて、左近の陣へ左衛門府へお赴仕しない國司、根津守従五位上多治比真人藤善、伊勢守従五位上藤原朝臣經蔭、甲斐守従五位下藤原朝良

仁和二年二月、前豊後守橘長茂が罰せられ、豊後守が欠員になつたので、六月叢位正五位下源朝臣瀬^セを豊後守に任命した。この源瀬は仁明天皇の皇子で源氏を賜つて良臣の勅して、良臣の願いを入れ、外侯の告身へ体記・辞令のことへと被棄して内位を賜わつた。

同年五月、前豊後守橘長茂が罰せられ、豊後守が欠員になつたので、六月叢位正五位下源朝臣瀬を豊後守に任命した。この源瀬は仁明天皇の皇子で源氏を賜つて良臣の勅して、良臣の願いを入れ、外侯の告身へ体記・辞令のことへと被棄して内位を賜わつた。

〔史料〕
龍護寺千手觀音寄進
(温故知新錄より抄出)

山中道夫提供

正徳二年九月十日

龍護寺前立、千手觀音 我等與ヨリ寄進申ムニ付、先頭
仏師ニ申付、此間出来外故、今日増上寺方丈開眼相頤
則丈僧正祐天開眼被致ル 近日在所へ差遣ハ様申付ム
尤龍護寺只今迄、本尊ハ六月一度例掌、通關帳申 其外
此度、前立常開帳ニ申付ム

名の者に對して、延嗣の勅断が下つた。

「この日、勅あり。肥後守正五位下藤原朝臣時長、根
津守従五位上多治比真人藤善、豊後守従五位下橘朝臣長

後、甲斐守従五位下藤原朝臣当興等四人、並びに位一階を降り、左右京職に下知して、その告身(佐記)を破棄した。時長等は言を拂して年を経てから任國に赴かなかつたので、この勅断があつたのである。

(同書仁和三年五月条)

正徳壬辰年九月十七日

銘 佛業等提橘名等ヲ以標立、千手觀音像一軀
謹テ書寫之 佐伯城主 毛利固防守藤原高定